

引っ越しするときには各種手続きをお忘れなく(混雑を避けて手続きを！)

3月下旬～4月上旬は、窓口が大変混雑します。(特に3月26日～4月2日の約1週間は、中央区役所・東区役所で大混雑が予想されます。) お住まいの区に関係なく、どの区役所・総合出張所でも手続きが可能です。混雑を避けるため、早めの手続きをお願いします。

3月16日(月)～4月6日(月)は

右記のとおり**窓口受付時間**を変更します

午前**9時**～午後**4時半**

午前**8時半**～午後**5時15分**

転入・転出・転居の届け出窓口混雑状況予想カレンダー



住民異動届に伴う各種手続きのための区役所窓口を**臨時開設**します

日程 **3月29日(日)**
4月 5日(日)

時間 午前9時～正午

開設窓口 すべての区役所の
区民課、福祉課、
保健こども課

※総合出張所は開設しません。

※マイナンバーカードの申請、交付、パスポート申請の受け付け、その他関係機関への確認が必要なものなど、取り扱えない業務もあります。詳しくは、担当課へ。

平日の窓口は大変混雑しますので、**ぜひ臨時開設日を利用ください。**

例年、午前10時までの時間帯が比較的空いています。区役所と総合出張所の待ち時間をリアルタイムで確認できます。詳しくは、右記QRコードまたは市ホームページのトップページ内「便利情報」から「区民課等業務窓口混雑状況」へ。

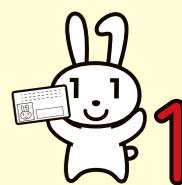


↑
窓口混雑状況はこちら

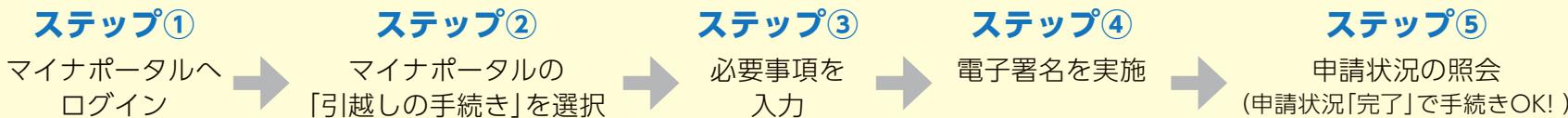
| 手続き | 内容 | 必要なもの | 手続き場所 |
|--------------------------|--|--|-----------------|
| 市内間で転居するとき 転居届 | 新しい住所に住み始めた日から14日以内に届け出をしなければなりません。(転居前には受け付けできません) | ・本人確認書類(運転免許証など) ・マイナンバーカード | 区役所区民課 総合出張所 |
| 市外へ転出するとき 転出届 | 新しい住所に住み始める予定日の約14日前から届け出できます。 (マイナンバーカードを使つてのオンラインまたは郵便による手続きがオススメです) | ※代理人による届け出の場合には、委任状と代理人の本人確認ができる書類が必要です。 | |

混雑回避！転出届はオンライン申請がオススメです。

マイナンバーカードを使って、マイナポータルからオンラインで転出の手続きを行うと、窓口へ出向く必要がありません！(引っ越し先の窓口での手続きは必要です。) パソコンやスマートフォンから、原則24時間365日いつでも手続き可能です。混雑を避けるために、ぜひ利用ください。また、転出手続き以外にも、子育てや介護保険など、一部オンライン手続きが可能です。対象の手続きについては、市ホームページへ。



【オンライン申請「引越し(転出)」の流れ(簡易版)】



証明書は「コンビニ交付」を利用ください(安くて早くて便利！)

※利用にはマイナンバーカードが必要です。

発行できる証明書

住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書など



システムメンテナンスのため、4月1日(水)は証明書のコンビニ交付サービスを一時停止します。

【コンビニ交付の一時停止について】



【コンビニ交付の詳細について】

